

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	地域公共交通確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備	
税 目	自動車重量税	
要 望 の 内 容	<p>交通基本法（仮称）の制定と関連施策の実施に関連して、地域のモビリティと人々の社会参加機会の確保へ向け、各交通モード連携のもと総合的な支援措置の整備を進めるべく以下要望する。</p> <p>■特例措置の対象 国からの補助金等の交付を受けて取得する乗合バス車両</p> <p>■特例措置の内容 【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの補助金等の交付を受けて取得する乗合バス車両については、自動車重量税を当初5年間非課税とする。 ・国からの補助金等の交付について、交付対象を従来の「広域的・幹線的路線」を主として運行する車両に加え、より「地域的・支線的」な路線等で運行される車両も含める予算措置の拡充を検討中であり、今度、予算の内容に対象となる車両についても非課税とする。 <p style="text-align: center;">現行 特例措置なし</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲ 4 8 百万円 (-)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>■交通基本法（仮称）関連</p> <p>国民の健康で文化的な生活の確保及び国民経済の健全な発展に寄与するため、生活及び経済活動にとって不可欠である交通に関する施策について、国民の移動の権利の位置付けを含む基本理念、国等の責務、交通計画の策定その他基本事項等を定める交通基本法（仮称）を制定することとしている。</p> <p>各交通モードがそれぞれの特性に応じて適切な役割を分担し、有機的かつ効率的に連携させながら交通体系の整備を総合的に行っていく中で、環境負荷の低減を図り、また国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を確保して、人々が積極的に社会参加する賑わいのある地域づくりにつなげていくことを政策目的とする。</p> <p>■要望項目関連</p> <p>バリアフリーで燃費効率にも優れた乗合バス車両への代替を促進することを通じて、人々の社会参加の機会の確保及び環境にやさしい交通体系の構築を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>■交通基本法（仮称）関連</p> <p>交通基本法（仮称）の制定と関連施策の充実を行い、地域のモビリティと人々の社会参加機会を確保していく中で、交通手段として地域公共交通の維持・再生・活性化が重要かつ必要不可欠であり、厳しい経営状況下にある各モードの交通事業者を税制措置により側面支援し、安定的な交通サービスの提供及び交通サービス水準の確保を図る必要がある。</p> <p>■要望項目関連</p> <p>マイカーの普及や過疎化等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の悪化や燃料の高騰等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。</p> <p>人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図るためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要であるが、バス事業者の投資意欲は低く、老朽化した車両が数多く使用されている状況にある。</p> <p>このため、交通基本法（仮称）の制定を契機に乗合バス車両の代替を積極的に促進していく必要がある。</p>		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標 3 0 地域公共交通の維持・活性化を推進する</p>
		政策の達成目標	業績指標 1 7 1 地方バス路線の維持率 1 0 0 %（平成 2 5 年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
今回の要望に関連する事項	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）	
	政策目標の達成状況	地方バス路線の維持率： 9 6 . 9 %（平成 2 1 年度）	

	有効性	要望の措置の適用見込み	545者 (国からの補助金等の交付を受ける協議会、バス事業者)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、バス事業者の投資意欲は低く、老朽化した車両が数多く使用されている状況にある。本非課税措置により、自動車重量税を免除すれば、車両の保有費用や必要なキャッシュフローも軽減されることから、乗合バス車両の代替の促進に有効と考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	■国税： ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例措置 (租税特別措置法第90条の12) ■地方税： ・環境性能に優れた自動車に対する自動車取得税、自動車税の特例措置(地方税法附則第12条の2の2第2項、第12条の3) ・バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る自動車取得税の特例措置 (地方税法附則第12条の2の2第1項)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	■予算(平成23年度)： ・地域公共交通確保維持改善事業【仮称】 (交通基本法(仮称)関連予算) 平成23年度要求額/国費：約45,300百万円の内数 ※詳細は検討中。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	交通基本法(仮称)の制定を契機に、予算上の措置及び租税特別措置等を総合的に拡充するもの。 ※詳細は検討中。
		要望の措置の妥当性	政権のマニフェストに明示されている交通基本法(仮称)の関連施策であり、今日的な合理性が認められる。 これまでの補助金による支援だけでは、車両の代替が十分には進んでおらず、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。
適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		
	前回要望時の達成目標		

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		